*	専務理事	事務局長	係	員
決裁				
年	月日			

記号番号	84-		
資格取得日	令和 年	月	日

組合員NO	
事務所NO	

【新規加入 組合員用】 加入申込書・被保険者資格取得届

	_
	1
/	ı
/	ı
/	ı
/	ı
/	ı
/	ı
	п

* ご家族の方は2枚目以降にご記入お願いします

東京都弁護士国民健康保険組合へ加入致したく規約承認の上、同一世帯の世帯全員の者と共に申し込みます。なお、同一世帯で東京都弁護士国民健康保険組合に加入しない者の健康保険等の加入状況は裏面記載のとおりです。

	P	力にこ	ご記入く	どさい						届	出年	月日				年		月		日
フリ	ガナ										性別			昭和	和 平成					
	合員 ;名										男・		日日			:	年	月		日
(マ・	.番号 (ナン														国籍	□日本 □その他()
バ	—)	マイナ	トンバー	-カート	で健康	保険証	利用登	緑の有無	# ⇒		有(資	格情報	のお	知らせ	!)	□ 無(資	【格確認	(書)		
(住民	所 豊票の記載 ごおり)		1入できる(上所地は持	規約のとお	IJ						自宅	またに	は携帯	詩電話()		_		
従来	加入し	てい	た健康の	除口]健保約	且合また	は協会に	ナんぽ	口都這	直府県	·区市	町村国	国保	ロそ	その他()
聙	哉 業		☐ 1. j	注護士		□ 2.5	小国法 事	孫弁護	士							雙士事務所 番号、氏名				る者
弁	護士会		□東河	京	□第一	東京	□第二	東京	□補	神奈川 県	県	□埼∃	E	口千	葉県					
登	禄番号						職務」	上の氏名	無 •	有⇒						雇用主氏	Z			
																fが健康保 務所形態、				
事務	所形態	ŧ 🗆 ŧ	弁護士法	长人(名	称:)	個。	人事務	所	□被月	用者5人以	上 口被用	者5人	未満		
			代表社	員·社	——— 員		口	勧務弁詞	隻士・従	業員		代表弁	護士	Ė		□	物務弁訓	養士・従	業員	
	= = . 45		勤務弁	護士以	人外の針	÷護士	(常用的值	吏用関係	系あり)		勤務ヂ	È護Ⅎ	上以外	の弁護士	Ė.	(常用的	的使用関	係あり)	
РЛ	属形態		(代表	往員∙ネ	社員以:	外)			雙士•従 使用関係									雙士·従禁 的使用関		
	フリ:	<u> </u> ガナ																		
法律	事務	所名																		
事務所	所在	生地	₸																	
													電話	番号	- ()		-		

- ・加入時に事務所形態、所属形態の確認が必須となりますので、事務所にご確認のうえ就業形態確認書類とともに手続きをお願いします。(弁護士国保ウェブサイトよりダウンロード可)
- ・資格確認のため発行より3カ月以内の世帯全員の住民票(マイナンバー記載あり)を添付してください。その他必要書類は裏面または弁護士国保ウェブサイトでご確認ください。
- ・住民票の世帯が同一で、都道府県国保にご加入のご家族は組合員の資格取得と同時にご家族として加入していただきます。つきましては裏面に記載及び保険証等のコピーを添付してください。
- ・この届出書は当組合規約第七条に基づき記載いただくものです。(当組合規約は組合報または弁護士国保ウェブサイトでご確認ください。)
- 同一世帯の者とは住民登録を同一にし、現に起居を共にする方です。氏名は住民票の記載どおりにご記入ください。

東京都弁護士国民健康保険組合

理事長 殿

		交 付	被保険者数	口座振替
処理	資格情報の お知らせ			み・三・DF・ゆ
欄	資格確認書			現金 ・ 団体

東京都弁護士国民健康保険組合に加入申込しない家族の健康保険等加入状況

都道府県・区市町村国保に加入または健康保険等に加入していない方は適正な手続きが至急必要になります。 なお、組合員新規加入の際、適正な被保険者資格確認のため、弁護士国保に加入申込しない住民票上同一世帯の方の保 険証等のコピー(全国健康保険協会、健保組合、共済組合等(75歳以上の後期高齢者医療制度該当の方は除く))をご提出く ださい。

組合員となる方の世帯に属する方について、国民健康保険法第六条該当の有無を確認し、適正な世帯包括適用を行うためです。

		帯であるが、表記組合員とともに東京都弁護士国民健康保険組合に 加入しない家族の健康保険等の加入状況は次のとおりです。
氏	名	現在加入している健康保険等
		□共済組合 □健康保険組合・全国健康保険協会(協会けんぽ)
		□弁護士国保組合 □後期高齢者医療制度 □その他()
		口弁護士国保組合以外の国民健康保険組合 *下記()に国保組合名をご記入下さい。
		(区市町村国保を除く 国保組合名)
		口共済組合 口健康保険組合・全国健康保険協会(協会けんぽ)
		□弁護士国保組合 □後期高齢者医療制度 □その他()
		口弁護士国保組合以外の国民健康保険組合 *下記()に国保組合名をご記入下さい。
		(区市町村国保を除く 国保組合名)
		口共済組合 口健康保険組合・全国健康保険協会(協会けんぽ)
		□弁護士国保組合 □後期高齢者医療制度 □その他()
		口弁護士国保組合以外の国民健康保険組合 *下記()に国保組合名をご記入下さい。
		(区市町村国保を除く 国保組合名)

【必要書類について】

加入の際、現在加入している(加入していた)保険の状況により、添付書類が異なります。

資格取得届とともに必要書類を添付の上、ご提出ください。

保険料の納入は、口座振替をご利用いただけます。 (振替手数料は無料、弁護士国保ウェブサイトよりダウンロード可) なお、神奈川県・埼玉・千葉県弁護士会に方は全員、口座振替にて納入をお願いしております。

保険の 種類	都道府県・区市町村の国民健康保険	共済組合・健康保険 (健保組合または協会けんぽ)
	○ 都道府県区市町村国保の保険証、資格確認書、 資格情報のお知らせのいずれか1点のコピー (弁護士国保加入者全員分)	〇 共済組合、健康保険の資格喪失証明書
必要書類	○ 個人番号記載のある発行より3か月以内の世帯全員の 弁護士国保に加入されない方の個人番号は必要ありません。 外国籍の方は、記載事項に省略のないものをお願いします。 ○ 組合員の顔写真付きの身分証コピー(運転免許証、個 ○ 新規加入の際、弁護士国保に加入申込しない住民票上 ○ 就業形態確認書類 士業の適用拡大により事務所形態、所属形態の確認が必要でする事務所形態・所属形態の関係」より該当の書類を印刷のうえ * 70歳以上の方が加入する場合 その世帯の70歳以上の方全員の所得を確認致します。マイナミますが、確認までに時間がかかりますので、お急ぎの場合はそく (住民税課税証明書もしくは非課税証明書)が必要となります。	人番号カード、パスポートの写し等) 、同一世帯の方の保険証等コピー 「。弁護士国保ウェブサイトの「資格の適用に係 は、ご記入ご提出お願い致します。 ンバー制度を利用し所得の確認することができ その世帯の70歳以上の方全員の所得の証明書

- ※ 個人番号が省略された世帯全員の住民票の場合、加入される方の個人番号カード(両面)、個人番号通知カードの写しが必要になります。(弁護士国保に加入されない方の個人番号は必要ありません。) ただし、個人番号通知カードの住所と住民票に記載の住所が異なる場合ご利用できません。
- ※ 個人番号カードは、有効期限内かつ電子証明書(5年毎に更新が必要)が有効であるものに限ります。
- ※ 状況に応じて上記書類以外の追加書類(世帯合併日の記載のある住民票や戸籍の附票等)のご提出をお願いする場合があります。
- ※ 従来加入の医療保険にて実施した特定健康診査及び特定保健指導のデータを政府が医療保険制度の効率的な運営を 図るために推進し、全医療保険者が対象となってオンライン資格確認等により弁護士国保が情報提供を受けることに不同 意の場合は、別途「不同意申請書」の提出が必要となります。詳細は弁護士国保ウェブサイトをご確認ください。

【新規加入 家族用】

東京都弁護士国民健康保険組合 加入申込書・被保険者資格取得届



家族で弁護士、外国法事務弁護士、法律事務所又は外国法事務弁護士事務所に勤務し業務に従事する者は、別途、就業形態確認書類の添付が必要となります。弁護士国保ウェブサイトより「資格の適用に係る事務所形態・所属形態の関係」から該当の書類を印刷のうえ、ご提出お願い致します。

弁護士、外国法事務弁護士、法律事務所又は外国法事務弁護士事務所に勤務し業務に従事する者が協会けんぽ+厚生年金 保険の対象の場合、家族として加入することはできません。

被保険 者氏名	資格確認書	月	B
続柄 籍 □その他() (マイナンバー)	資格確認		
	資格確認		
		書)	
族 従来加入していた 健康保険等 □健保組合または協会けんぽ □都道府県・区市町村国保 □その他()口出生
職業 □1.弁護士 □2.外国法事務弁護士 □3.法律事務所又は外国法事務弁護士事務所に	勤務し業務	に従事	する者
□無 □有⇒ □その他(職業 / 事業所名)
職業「有」に☑をされた弁護士、外国法事務弁護士、法律事務所又は外国法事務弁護士事務所に勤務し業務に従事すた別途確認書等の書面も必要となります。	る者は裏面	をご記	<u>入ください。ま</u>
フリガナ 性別 昭和 平成 生年	令和		
被保険者氏名 男・女 男・女	F	月	日
続柄 国籍 口日本 個人番号 マイナンバー) マイナンバー)			
マイナンバーカードの健康保険証利用登録の有無 ⇒ □ 有(資格情報のお知らせ) □ 無(資	資格確認書	書)	
従来加入していた 健康保険等 □健保組合または協会けんぽ □都道府県・区市町村国保 □その他()口出生
職業 □1.弁護士 □2.外国法事務弁護士 □3.法律事務所又は外国法事務弁護士事務所に第	勤務し業務	に従事	事する者
□無 □有⇒ □その他(職業 / 事業所名)
職業「有」に区をされた弁護士、外国法事務弁護士、法律事務所又は外国法事務弁護士事務所に勤務し業務に従事す た別途確認書等の書面も必要となります。	る者は裏面	をご記	<u>入ください。ま</u>
フリガナ 性別 昭和 平成	令和		
被保険 者氏名 男·女 年	Ę	月	日
続柄 国 個人番号 第 ロその他()			
	資格確認書	書)	
族 従来加入していた 健康保険等 □健保組合または協会けんぽ □都道府県・区市町村国保 □その他()口出生
職業 □1.弁護士 □2.外国法事務弁護士 □3.法律事務所又は外国法事務弁護士事務所に	勤務し業務	に従事	事する者
□無 □有⇒ □その他(職業 / 事業所名)
職業「有」に図をされた弁護士、外国法事務弁護士、法律事務所又は外国法事務弁護士事務所に勤務し業務に従事す た別途確認書等の書面も必要となります。	る者は裏面	iをご記	入ください。ま

組合員氏名

理事長 殿

東京都弁護士国民健康保険組合

令和4年10月より使用関係が常用的な勤務弁護士と従業員を合わせて5人以上の個人の法律事務所が健康保険(協会けんぽ)・厚生年金保険の強制適用事業所になることから、事務所形態及び所属形態の把握が必要になります。

表面で職業「有」に図をされた弁護士・外国法事務弁護士・法律事務所又は外国法事務弁護士事務所に勤務し業務に従事する方は下記をご記入ください。

								_			
フ!	Jガナ -								□ 1.弁護士		2.外国法事務弁護士
E	氏名						職業	Ė		務所又は 業務に従事	外国法事務弁護士事務所に 事する者
法		所又に	は外国法事務弁護								記入)を記入してください。 3弁護士の所属会・登録番号及び雇用主名を
£	養士会			登録番号		I	職務上の氏	:名			
πā	支上云			豆蚁田勺			雇用主氏名	*	法律事務所に勤務	する者	
市 3女	所形態	口弁	護士法人			口個人事	事務所				
争仍	门心思	(名称	ቮ :)	口被用者	5人以上			□被用者5	5人未満
		口勤	務弁護士以外0	り弁護士		□代表:	弁護士			口代表弁	護士
ᇙ	属形態	(-	代表社員·社員	以外)		□勤務	弁護士以タ	ተ ወ	弁護士	□勤務弁	護士以外の弁護士
ולח	あ ル忠	口勤	務弁護士・従業	員		□勤務	弁護士・従	業.	員	□勤務弁	護士・従業員(常用的使用関係あり)
		(常用的使用関係	なし)		(常月	用的使用関	[係	なし)	口勤務弁	護士・従業員(常用的使用関係なし)
	フリカ	ĵナ									
法律	事務所	听名									
事務所	所在	地	₹								
.,,										電話番号	· () -

フリ	リガナ							□ 1.弁護士		2.外国法事務弁護士
E	氏名						職業		務所又は 業務に従い	外国法事務弁護士事務所に 事する者
法		所又は	は外国法事務弁護							記入)を記入してください。 3弁護士の所属会・登録番号及び雇用主名を
弁詞	護士会			登録番号			条上の氏名 用主氏名 *	法律事務所に勤務	する者	
車数	所形態	口弁	護士法人			□個人事務	·所			
争伤	的心态	(名称	ኽ :)	口被用者5.	人以上		□被用者	5人未満
		口勤	務弁護士以外の	り弁護士		口代表弁訓	養士		口代表弁	護士
ᇙ	属形態	(-	代表社員•社員	以外)		□勤務弁討	隻士以外σ	D弁護士	□勤務弁	護士以外の弁護士
ולו ו	両ルル	口勤	務弁護士・従業	員		□勤務弁討	蒦士•従業	員	□勤務弁	護士・従業員(常用的使用関係あり)
		(常用的使用関係	なし)		(常用的	的使用関係	(なし)	□勤務弁	護士・従業員(常用的使用関係なし)
	フリカ	ĵナ								
法律	事務所	听名								
事務所	所在	地	₹							
									電話番号	+ () –

	/ ** +*	
東京都弁護士国民健康保険組合	備考	
理事長 殿		

組合使用欄